明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三）　一

〔告　示〕
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件（総務一）　二
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（同二）
○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の主たる事務所の所在地の変更に関する件（消防庁一）
○ザンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三）
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（文化庁一）
○平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間におけるみなみまぐろの漁獲についての割当量を定める件（農林水産四二）
○保安林の指定をする件（同四三～五三）
○保安林の指定を解除する件（同五四～六二）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同六三～六七）
○高速自動車国道に関する件（国土交通一五、一六）
○宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六の規定に基づく登録実務講習の登録の件（同一七）
○都市計画に関する件（四国地方整備局四）

〔人事異動〕
復興庁

〔叙位・叙勲〕
諸事項

〔官庁報告〕
国家試験
平成三十一年度弁理士試験公告（工業所有権審議会）

〔公　告〕
諸事項

官庁
財団、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

会社その他
二　三　四　五　六　六　六　七　九　三

省令

○厚生労働省令第三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十五条第三項及び第二十六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月九日

厚生労働大臣　根本　匠

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（需給計画の記載事項）	（需給計画の記載事項）
第十六条　法第二十五条第二項第五号に規定するその他原料血漿の有効利用に関する重要事項は、原料血漿を血液製剤（法第二十五条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）に配分する際の標準価格及びその量並びに当該年度に輸出されると見込まれる血液製剤の種類及びその量を含むものとする。	**第十六条**　法第二十五条第二項第五号に規定するその他原料血漿の有効利用に関する重要事項は、原料血漿を血液製剤（法第二十五条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）に配分する際の標準価格及びその量を含むものとする。
（需給計画作成のための届出事項）	（需給計画作成のための届出事項）
第十七条　法第二十五条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第十七条**　法第二十五条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　翌年度において供給すると見込まれる血液製剤の種類ごとの量	（新設）
七　翌年度において輸出すると見込まれる血液製剤の種類ごとの量	六　（略）
八　（略）	2　（略）
2　（略）	（実績報告）
（実績報告）	**第十八条**　血液製剤の製造販売業者等は、法第二十六条第一項の規定による報告をしようとするときは、毎月、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、その翌月の末日
第十八条　血液製剤の製造販売業者等は、法第二十六条第一項の規定による報告をしようとするときは、毎月、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、その翌月の末日	